

四日市市教委告示第2号

四日市市教育委員会公印規則（昭和59年四日市市教委規則第10号）第15条第1項の規定により、印影を印刷して使用するので、同規則第17条において準用する四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年1月26日

四日市市教育長 葛西 文雄

1 名 称

三重県四日市市教育委員会印

2 寸 法

方24ミリメートル

3 印 影



4 使用区分

四日市市公共施設利用許可書

（中央緑地フットボール場・霞ヶ浦テニスコート分）

（四日市市教育委員会スポーツ課）